

総務文教委員会記録

1 日 時 令和元年6月28日（金曜日）

開 会	午前 9時58分
休 憩	午前10時50分
再 開	午前10時55分
休 憩	午前11時08分
再 開	午前11時35分
休 憩	午後 0時25分
再 開	午後 1時50分
休 憩	午後 2時38分
再 開	午後 2時52分
閉 会	午後 3時21分

2 場 所 第 1 委 員 会 室

3 出席委員 10人

委員長	高 道 秋 彦
副委員長	松 井 桂 将
委 員	久 保 大 憲
//	上 野 瑩
//	舍 川 智 也

委 員	成 田 光 雄
//	横 野 昭
//	村 石 篤
//	赤 星 ゆかり
//	有 澤 守

4 欠席委員 0人

5 委員会からの出席要求に応じて出席した者

議 員	金 井 毅 俊
-----	---------

6 説明のため出席した者

【議会事務局】

事務局長	島 静一
理事（事務局次長）	浦野 弘司
参事（庶務課長）	中村 敏之
参事（議事調査課長）	福原 武
庶務課主幹	鳥取 則子

【選挙管理委員会事務局】

事務局長	作田 正樹
参事（事務局次長）	荒木 英仁

【企画管理部】

部長（選挙管理委員会事務局理事併任）	西田 政司
未来戦略企画監	山添 俊之
部次長	砂田 友和
部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	渡辺 康裕
法務専門監	福島 武司
情報企画監	小倉 康男
参事（政策秘書担当）	舟崎 文彦
参事（企画調整課長）	山本 貴俊
参事（情報統計課長）	藤沢 晃
参事（ガラス美術館副館長）	木村 昌弘
参事（ガラス美術館次長）	梅沢 宗仁
行政経営課長	刑部 博規
文書法務課長	大野 満
職員課長	鎌田 泰史
秘書課長	石黒 健一
広報課長	岡本 由紀恵
文化国際課長	堀田 英樹
未来戦略室長	森 俊彦
富山外国語専門学校事務長	中島 志津子
富山ガラス造形研究所事務長	野 恒寿
公文書館長	岡本 繁信
職員研修所長	平井 聖子
企画調整課主幹（調整担当）	開発 則幸

【活力都市創造部】 ※企画管理部分審査時に同席

中心市街地活性化推進課長	小善 誠
--------------	------

【教育委員会】

事務局長	立花 宗一
事務局次長（総務・社会教育担当）	酒井 秀祐
事務局次長（学校教育担当）	豊田 高久
教育総務課長	光岡 伸一
統合校整備等推進室長	豊島 栄治
学校施設課長	佐伯 誠司
学校教育課長	大久保 秀俊
学校保健課長	古川 安代
生涯学習課長	竹井 博文
大沢野教育行政センター所長	中川 忠法
大山教育行政センター所長（大山歴史民俗資料館長）	山下 浩一
八尾教育行政センター所長（八尾化石資料館長）	飯田 勉
婦中教育行政センター所長	松尾 克己
民俗民芸村管理センター村長	藤田 育寿
埋蔵文化財センター所長	堀沢 祐一
大沢野生涯学習センター所長	山本 貴英
教育センター所長	桑谷 聡
市民学習センター次長	島崎 幸仁
図書館長	浅野 朋之
科学博物館長	岸 重臣
郷土博物館長	坂森 幹浩
教育総務課主幹（調整担当）	中山 武史
統合校整備等推進室主幹	豊岡 秀樹

【財務部】

部長	中田 貴保
理事（部次長）	田中 伸浩
理事（税務事務所長）	山本 純一
部次長（税務担当）	池田 太
参事（資産活用担当）	奥沢 靖
参事（管財課長）	杉本 周児
参事（納税課長）	吉武 稔
参事（用地課長）	嘉藤 稔
財政課長	清水 裕樹
契約課長	野嶽 誠司
工事検査課長	牧 雅浩
市民税課長	笠間 信行
資産税課長	秋 俊浩
債権管理対策課長	追分 禎一郎
税務事務所税務課長	加藤 康博
財政課主幹（調整担当）	卜蔵 雄治

7 職務のために出席した者

【議会事務局】

議事調査課長代理	石黒 隆司
議事調査課主査	大塚 宏明
議事調査課主査	金井 沙織

8 会議の概要

委員長 ただいまから、令和元年6月定例会の総務文教委員会を開会いたします。

 審査に先立ち、委員会記録署名委員に成田委員、横野委員を指名いたします。

 当委員会に送付されました各案件の審査については、各部局単位とし、お手元に配付してあります委員会審査順序どおり行う予定であります。

 また、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

 これより、議会事務局所管分に入ります。

 まず、当委員会に付託されました請願の審査を行います。

 令和元年分請願第4号 政務活動費の議員個人への支払いを求める請願

 を議題といたします。

 まず、事務局に請願文を朗読させます。

事務局 〔請願文を朗読〕

成田委員 動議をお願いします。

 富山市議会会議規則では、第86条第1項に

「委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる」とうたっております。

そこで、今回の令和元年分請願第4号では金井議員が紹介議員となっておりますので、紹介議員である金井議員に説明を求めたいと思います。

委員長

ただいま成田委員から本請願について、紹介議員である金井議員に説明を求めたい旨の動議が提出されました。

これより、この動議を直ちに議題とし、委員会条例第56条により、挙手により採決いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、お諮りいたします。

請願第4号 政務活動費の議員個人への支払いを求める請願について、会議規則第86条第1項に基づき、紹介議員である金井議員に説明を求めることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手多数であります。
よって、そのように決定いたします。
ここで、金井議員に当委員会への出席を求め
ます。準備のため、しばらくお待ちください。

〔金井議員着席〕

委員長 それでは、これより、請願第4号 政務活動
費の議員個人への支払いを求める請願につい
て、紹介議員である金井議員への質疑を行いま
す。
委員の皆さんからの発言を許します。

成田委員 令和元年分請願第4号についてですけれども、
請願人から請願をいただいて、何度も読んで
理解しようと努力はしたのですが、私たちの
思いとは違い、なかなか理解しにくいところ
がありますので、改めて金井議員が紹介議員
として、この請願に賛同した思いを聞かせて
ください。

金井議員 そもそも平成28年の補欠選挙以来、私は一
貫してこの政務活動費の不正問題を取り上げ
ております。出馬した理由も、この政務活動
費の不正問題にあることは、皆さん承知のと
おりだと思います。

加えて、刑法、刑事訴訟法によれば、犯罪とは、刑罰法規に列挙された有責かつ違法な人の行為であるとされております。有責性—責任能力、そして違法性、加えて人の行為—これは会派ではありません。個人です。

ですから、私は最初の補欠選挙のときからゼロベースでの見直しというものを訴えており、この意味でも、議員個人への支払いということ、強く申し上げております。

政務活動費については、その責任を明確にする上でも、議員個人として支給するべきだということ、ずっと申し上げております。

新聞報道でしか知り得ないことがあります、まず、議員個人の活動において政務活動費の請求がなされており、明確な責任の所在も議員個人であると、議員個人が判こを押してお金を受け取るという、そういうものであると考えております。

この請願人と最初に話したときは、やはり不信感を抱いておられました。政務活動費のあり方検討会の座長2名が、それぞれその後、富山市議会の議長に就任され、そして政務活動費の問題で議長を辞職されました。

このことに対して強い憤りを感じ、私も議員個人への責任を明確にすることが、富山市民全体に富山市議会の変化を、あるいは改革を

訴えることであると考え、請願の紹介議員になりました。

成田委員

平成29年3月に新たに政務活動費の運用指針を策定し、今、運用されております。その指針に従って、私たちは政務活動費を支出し、利用させていただいている状況です。

これは、全会派が何度も何度も議論して積み上げてきたもので、今の運用に至っており、今年度からは第三者機関を廃止したという状態で進んでおります。請願ですとか、議会でもいろいろと話し合われてきた内容かと思えます。

今回、政務活動費の議員個人への支払いを求める請願ということですが、そもそも政務活動費は私たちで決めた運用指針に基づいて支払われているわけですから、それについて少し説明させてください。

基本的には、政務活動費の会計上の原則が3つありまして、会派交付の原則と実費弁償の原則、証拠書類添付の原則と、この3つを原則として使用しているわけです。その中で、なぜ会派に支出されているのかという理由を改めて説明させていただきます。

政務活動費が会派に交付される理由は、議員個人がばらばらな基準で個別の活動を行うよ

りも、会派に集う多種多様な専門性、経験、背景などを持つ議員がそれぞれの知識、経験に基づき、市政に関するさまざまな問題を集団により多角的に討議したほうが、よりよい調査活動が期待でき、その結果、地方議会の審議能力が強化され、その活性化が図られると考えられたものと解されているということで、私もこれに同意して、今、政務活動費を支出していきまして、本当に実感しておりますので、紹介議員である金井議員の考えは少し理解しにくいところであります。

心情、思いはわかりましたので、議員個人への支払いにしたときのメリットはあるのか、お聞かせください。

金井議員

そもそも、会派というものについて一言言わせていただきます。

地方自治法には最初から会派というものは書いてありません。住民から議員というふうな人から始まるのですが、第100条に初めて政務活動費を使う会派というものが明記されております。

この問題について、私自身、過去にそんなに勉強したことはございませんが、1つ、以前はどうであったかということ、政務調査費というものはありませんでした。議会は、議員は

図書館、勉強する図書館をつくると、そこで勉強するといったことから、それが政務調査費、政務活動費となったのだと思います。

そして、会派というのは、烏合の衆と言ったら終わりかもわかりませんが、誰と組んでもいいものであります。

富山市議会においても、過去、ある1人の議員が事務局に会派結成届を出しなさいというふうに言われたのは、会派結成届が出ないと政務活動費が受けられないという規則から成っていることに相違ありません。

ですから、現行では会派でなければ政務活動費は支給できないという、そういうルールにのっとって政務活動をしておられるのだと思います。

それを富山市議会は根本的に変えたほうがいいという、こういう請願人の願意がここにあると私は思います。富山市議会は、過去に何度も政務活動費について、本当に全国的な汚名で、注目を浴びた議会でありまして、抜本的な改革というものが必要だということは、日本維新の会の議員としても譲れません。

ですから、このことについては、私は議員である以上、ずっと訴え続けていくと思います。今回は、そういう意味でも請願の紹介議員として名前を書きました。

成田委員 議員個人への支払いにするメリットを聞いた
なかったのですけれども、なかなか伝わってき
ません。

紹介議員の政務活動費を使用しないという考
え、行動があって、なおさら理解できないと
ころもあるのですけれども、例えば、請願の
とおり議員個人への支払いになった場合、金
井議員は政務活動費を使用されるのでしょ
うか。

（「請願の趣旨とは違う質問です」と発言す
る者あり）

委員長 成田委員に申し上げます。自己の見解を問う
ものではないので、あくまでも紹介議員とし
て請願人の思いを述べていただくようお願い
いたします。

成田委員 はい。失礼しました。
私の質問は以上です。

久保委員 それでは、私のほうからも何点か確認をさせ
ていただきます。
まず、平成29年分請願第16号において、
政務活動費の議員個人への完全後払いに向け
た請願が提出をされて不採択となっております

すが、金井議員におかれては、その際も紹介議員となっておられます。これは間違いないでしょうか。

金井議員 はい。

久保委員 今回の請願で紹介議員となられる際に、過去の討論に関する議事録を読み直したり、内容についての精査などはされましたか。

金井議員 細部までは調査していませんが、請願人と意見交換はしました。

久保委員 紹介議員の責務であると思いますので、その辺をしっかりとしていただきたいなと思います。

当時の総務文教委員会で討論の上、委員会で不採択となり、本会議においても討論を行い不採択となりました。

金井議員は、その討論の内容や不採択という結果に対して、どのように理解されていますか。

金井議員 残念に思っております。

久保委員 この後の内容にもつながってくる話ですので

あえて聞いているわけですが、残念かどうかではなくて、これは条例で位置づけられた常任委員会で討論をして採決をしている。まして、本会議でも採決をしている、これは大変重要なことでありまして、それを個人的に遺憾だとかどうだとかということではなくて、議会としての意思決定について、もう少し理解を深めていただきたいなと思います。当然ながらだと思いますが、請願人には過去の不採択の経緯等についても丁寧に説明をされておられますよね。

金井議員 請願人とは時々お会いして政治の話をしたり、いろいろな意見交換の場で話しております。

久保委員 そうであれば、請願というものは大変重要なものですから、この請願が出されたときに、手元に届いたときに、もう少し請願人と、このテーマについてしっかりと議論をしていただきたいなと思っております。内容についてなのですが、まず、現在は議員が望めば、1人で会派結成届を出すことで、実質、議員個人で政務活動費を受けて政務活動を行うこともできているのですが、何が問題なのでしょうか。

金井議員

政務活動費そのものの使用について、議員個人が責任を持つということは、会派ではなくて、議員個人が判こを押し、そして責任を持つということです。ですから、今までの不正というのは、悪いと思いながら判こを押ししているのです。そして支給を受けているのです。しかし、会派というものがあって、いつの間にかワンクッション置かれているので、直接わかるようにするほうが、富山市議会の改革として、私はいいと思っております。

久保委員

私が言いたかったのは、まずこの請願の表題を見たときに、市民の皆さんが議員個人への支払いを認めていないのではないかという誤解があるのかもしれないなということで、その後、会派についても触れていきますが、ここは今、現状では、会派結成届を出せば一会派としてですけれども一議員個人で支給を受けていて、例えばここに書いてあるような議員個人でなければ、何か市民の負託に答えられないというようなことに関しては、私たちの自民党会派では全くそういうことはない、各諸先輩方、会計責任者も踏まえて、あらゆる問題について調査・研究を許容しておりますので、こういったところでそこがあるのかなと思って聞きました。

さらに、請願人は、現在の会派に支給することの問題点として、使用責任の所在が不明確であるという主張をされていますが、使用責任は会派及び個人であると明確になっていると思います。何をもちいて不明確と請願人は言っておられるのでしょうか。

金井議員

請願人は、この請願の前に、前払い一会派に一旦お金が入って、いわゆる完全後払い制ではなくて、一旦会派に入ったものを引き出すということに対して意見を申し立て、さきの3月定例会に請願を出しました。

そういう意味で、それから一歩踏み出して、こういう考え方で、議員個人への支払いにすれば、例えば1人ですと、1年間に180万円という金額も明確になり、いろいろなものが明確に見えてくるのではないかという思いがここに入っています。

久保委員

私の質問は、今、現状では、使用責任の所在が明確ではないのではないかという請願人の思いがあって、それを紹介されているわけではなくて、何をもちいて不明確なのかと。私たちにしてみれば、使用した議員、そしてその管理をしている会派、これはそれぞれに明確に責任を持っているというような状況の中で、

何が不明確なのかということの説明を求めたのですが、申しわけないのですが、その理由が私には、紹介議員の説明からは酌み取ることができないのです。

一連の不祥事が発覚してから、議会も会派も、もちろん議員も、市民からの信頼を回復するために日々努力を重ねており、現在もその過程にあると思っています。

もちろん、信頼を回復できたとしても、その信頼を失わないように努力を継続していかなければならないと思っています。

請願人は、会派のモラルが問われる中で、政務活動費を前払いするだけの信頼を獲得している状況にないと指摘をして、個人払いを求めておりますが、この場合であれば、議会も、議員も、現状では市民からモラルが問われていて、まだまだ信頼回復の途中にあると。こうなってしまうと、この請願を採択してしまうことで、そのうち同様に、議員も政務活動費を使用できなくなる可能性があるのではないかなと思うのです。会派のモラルということについて、その辺を整理して説明を求めます。

金井議員

こんなことを言っているのかどうか、少し迷っているのですけれども、私は本来、第1番

目に政務活動費はなくなればいいと思っているのです、実は。政務活動費がなくなればいいと、議員の報酬でやればいいと、報酬が足らなければ上げればいいと……

(「請願と関係していない」と発言する者あり)

委員長 本請願と関係がありませんので、答弁は慎重にお願いいたします。

金井議員 はい。
先ほど申し上げましたが、富山市として告発をし、そして、来月の公判を待っている状態の富山市議会に対する市民の憤りの声と私は考え、私の考えとよく似ている本請願について、思いは一緒です。改革しようという、そういう思いに対して、この請願人に賛同したものであり、細部については請願人の思い—私もいろいろなことで文言については事務局から注意を受けることがありますけれども、そういう細部ではなく、全体的な大きな問題として、議員個人への支払いにしたほうが責任の所在が明らかになり、市民に説明しやすく、市民も納得するのではないかという、そういう思いを含めて紹介議員になりました。

久保委員

多分、言葉を選ばれている間に一質問に正確に答えるのは難しいのだろうなというところはお察しします。

ただ、私が言いたかったのは、モラルがなければ、信頼が回復していなければ、政務活動費を前払いしてはいけないとか、使用してはいけないといった考え方に基づいて議会がそれを承認してしまうと、モラルが問われているのではないかということをもって政務活動費、今後の政務活動に影響を及ぼすのではないかと。そのことについて、紹介議員に請願人はどのように考えておられるのかということをお伺いしたかったわけですが、これについても、紹介議員の説明からは酌み取ることができません。

一方で、請願には、市民にとってわかりづらい会派に対して政務活動費が支払われていることに理解しがたいところがあるのですというふうにあります。私もここについては、同様に、現行の会派のルールについては明確にしなければならぬのではないかなと思っています。

ちなみに、請願人とはこれに関して、会派についてどうあるべきだというようなことについて、何か話し合われたり、どういった願意が含まれているか、教えていただけますでし

ようか。

金井議員

請願人は、会派については、さほど信頼はしていません。むしろ、この政務活動費について、こういうことを絶対起こしてほしくない、そういうルールを富山市議会で何とかみんなで話し合って、抜本的な改革をしてほしいという、請願人はそういう思いであります。そこに会派というものの必要性は、請願人は感じていません。

ただ、今の会派への支給という現行ルールが問題ではないかというふうに捉えております。

久保委員

最後に、政務活動費を議員個人への支払いとすることで、本当に議会は信頼を回復し、市民からの信頼を得られるようになるのか。この請願を全部読んでも、これをもって何か改善するようにはどうしても思えないのですが、改めてその点について、議員個人への支払いにすることによって何がよくなるのか、もう一度簡潔に説明をしていただけますか。

金井議員

不正事案のほとんどが個人の活動—個人演説会、個人の市政報告会—というか、そういうもののへの支出であったということから、個人が直接請求するということが一番簡素であり、

責任が一番明確になるということで、一番わかりやすいと思います。ですから、議員個人への支払いが一番いいと私は思っております。

赤星委員

金井議員への質問もしたいのですが、その前に今、成田委員、久保委員から、紹介議員への質問では請願人の意図がわからないというお言葉が何度か出ました。

そこで、私も動議を出したいのですが、請願人御本人が傍聴に来ていらっしゃいますし、参考人として直接お話を伺うべきだと思うのです。このことを諮ってください。

（「動議に賛成です」と発言する者あり）

委員長

ただいま赤星委員から、請願人を参考人として招致することについての動議が提出されました。

これより、本動議を直ちに議題とし、委員会条例第56条により、挙手により採決いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

お諮りします。

ただいまの請願人を参考人として招致するこ

とについての動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手少数であります。
よって、本動議は否決されました。

赤星委員 金井議員にお伺いします。
請願人のお気持ちはこうではないかと私は思うのですけれども、会派に支給するやり方で政務活動費を一例えば余り使わない議員がいたり、全く使わない議員も現在もいらっしゃいます。
そういう中で、過去に不正が起きた。その中には、ある議員から「君の分、余っているか。少し回してくれ」というような事例もありました。
今回、請願人の方は、制度的にそういったことが絶対に起きないように制度にしてほしいという思いがあるのではないのでしょうか。

金井議員 請願人とそのことについても議論をしました。そういう可能性がある雰囲気を残しておくことは、絶対に嫌だという請願人の思いは、先ほど少し触れましたが、議員個人の責任とし

て明確にする、一番簡単な方法にすることが、市民に一番わかりやすい政務活動費のあり方ではないかと私は思い、請願人にも意見の同意を得ております。

赤星委員

ありがとうございます。

もう1点お願いしたいのですけれども、請願文書表の理由のところ、(1)の本文の1行目の終わりのところからですが、「議員を選ぶ際に市民は『会派の議員』に対してではなく、議員個人に投票します」とあります。そのとおりです。実際に、選挙公報には、政党公認でありながら政党を書かない候補者もおられたりします。

そこで、このことともかかわりますが、どの議員も対等、平等なのだから、それぞれ同じ金額の政務活動費が与えられている。それを有効に使って、どの議員も市民のために十分に活動してほしいというようなお気持ちが請願人にはあるのではないのでしょうか。

金井議員

請願人は、とにかく不正が起きない制度をつくってほしいということで、議会の選挙のときに、皆さんがおっしゃったとおりのことをすればいいのではないかという思いで、この不正問題に取り組んでほしいというのが請願

人の思いであります。ですから、議員一人一人が自覚するということが大事だということをおっしゃっています。

そういう意味で、議員個人への支払いということは、一番真っ先に来る問題ではないかと私は思っています。

いずれにしても、税金の使われ方というものについては、本当に厳しい態度で臨むべきだと、現行のルールも我々がつくったのですが、さらに一步踏み込んでやるべきだと私は考えています。

久保委員

絶対に不正が起きない制度をつくらうということは、議会、議員全員が思っていることで、その中で今の運用指針等をつくってきたと思っています。

議員個人になりますと、十分なチェック機能が働かないのではないかなという懸念があります。というのは、私たちの会派では、個人が出したものを会計責任者が判こを押して、会派の会長も内容を確認して、これが政務活動費に当たるのかどうなのかという厳正なチェックをした上で、視察であったり勉強が認められるということになります。

これが1人ずつになってしまいますと、運用の基準がばらばらになって、周りの一例え

38人中37名がこの運用はおかしいのではないかというようなことであっても、個人の判断になってしまうと、気づかずに使用してしまう可能性が出てきて、私は逆に不正が増える可能性があるのではないかなというふうに思います。

この請願は議員個人への支払いを求めるところですので、私は逆行する可能性があると思いますが、その点について、そうではないということの説明してください。

金井議員

公開する仕組みがつくられています。ですから、市民がチェックします。そういう仕組みとして、インターネットでの領収書の公開があります。ですから、議員の活動というのはわかるようになると思います。議員個人が個人の責任で公開するのですから、問題は全然ないと思います。

委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

ほかにないようですので、以上で金井議員に対する質疑を終了いたします。

金井議員には、お忙しい中、当委員会に出席

いただきお疲れさまでした。
それでは、御退席ください。

〔金井議員退席〕

委員長 それでは、改めて、本請願について御意見等
はありませんか。

村石委員 この請願については、やはり2016年の不正請求とか不適切請求に発端があるというぐ
あいに思います。

このときは、会派で支給されていて、ほとんどを会派として使ったけれども、基本的には個人が印刷会社とか、そういうところに払っていたということで、実際に誰が一例えば市政報告会の資料をつくったのかということとはわからないということから、非常に混乱したということがあって、やはり個人に支払ったり、あるいは個人で使ったものを出すべきではないかということがあったと思います。そのことが透明性を高めるということだと思えます。

そういうことを踏まえて、政務活動費のあり方検討会においては、政務活動費を会派に支給するのか、議員に支給するのかというような議論もされましたが、方向性としては会派

に支給するという事に決まったのだと思います。

そのときに私も主張したのは、個人ファイルですね。会派に仮に支給するにしても、使った後の状態、それは個人ファイルとすべきだと。ですから、個人ファイルと会派ファイルということで分かれているのだということがあります。

そういったことから、出口一議員としてどういうものに使ったのかという出口のほうはしっかりしていて、市民に対しても透明性が担保されているということが今の現状だと思います。

そこで、議会事務局で中核市の状況を調べた内容があるのですけれども、政務活動費の支給先は会派のみが29市議会で54%、議員個人のみは7市議会で13%、それから会派、議員個人、どちらか選択ができるという市議会が17で31%、その他は1市議会で2%というような内容になっています。

ですから、これはあくまで大ざっぱな話なのですけれども、議員個人が支給先になっているのか、会派が支給先になっているのかということで、一概に不正請求が起きるとか、不適切請求が起きるということは、なかなか言いがたいのではないかというようなことを思

います。

したがって、現段階で、当然入り口の部分を個人個人にして、出口の部分も個人個人にすれば、よりわかりやすいとは言えますけれども、現段階でそれをしなければ不正が起きるとか、あるいは不適切になるとか一特に議会事務局では1カ月ごとに中間審査というのをやっています。中間審査に基づいて指摘事項ということで、個別の使い方について指摘もしています。

そういうようなことから、今すぐ支払い先を議員個人にしなければならないということまでは言えないのではないかとというのが我が会派の考えです。

委員長 ほかに御意見はございませんか。

赤星委員 事務局に確認をしたいのですけれども、よろしいですか。

委員長 はい。

赤星委員 例えば、上越市議会では会派と議員個人にそれぞれ支給されています。議員1人当たり2万5,000円を会派に、あとの2万5,000円は議員個人に支給をされているという

ことです。

富山市議会においても、現在の条例を変えれば、そういったことは可能ですよね。

庶務課長 政務活動費の条例を改正すれば、交付対象の変更は可能でございます。

赤星委員 あと、もう1点確認というか、教えていただきたいのですけれども、請願文書表の裏面の（2）会派の信頼性に関してのところ「例えば前回の請願提出後の3月8日に行われた住民監査請求では、議員個人が特定できないにも関わらず、会派に対して出された請求案件が多々ありました」とあります。この住民監査請求の内容について、どういうものであったか、また、その監査結果について、少し説明をお願いできるでしょうか。

議会事務局長 住民監査請求の内容については、私どもの所管外の事項でございますので、ここでその事実関係及び所見を述べることはできません。

赤星委員 これは議長から全会派に配られていたと思うので、内容は把握しております。その中で、例えば新たな架空請求が1件発覚したということがありまして、また、同様の印刷物、印

刷したとされる成果物が添付されていたのですけれども、5つもの違った印刷会社の領収書であったと。同じ印刷物では、既に元議員が返還したのも2つあったというような内容でした。

ですので、請願人が会派というものが……

委員長 赤星委員に申し上げます。本請願に関するの意見をお願いします。

赤星委員 今、意見を言おうと。

委員長 簡潔にお願いします。

赤星委員 請願人のおっしゃる、会派というものの信頼をまだ獲得している状況にあると思えないということは、私は請願人のお気持ちがよくわかると思います。

それで、請願そのものについてですけれども、請願の趣旨は、検討してほしいという趣旨なので、私は賛同するものです。

富山市議会では、政務活動費の不正事件を受けて、これまでいろいろと検討してまいりましたし、その新しい運用指針に基づいて使うようにしておりますけれども、大体今まで、議会として出向いて行って市民に説明をした

り、自由参加の市民の方から直接意見を聞いたりすることはいまだに行っていません。私たち議員や議会側がこれでいいのだと考えていても、市民側から見たらそうではないということもあるのではないのでしょうか。ですから、市民からの「こういう方法もありますよ、どうですか」という前向きな提案として受けとめてもよいのではないかと考えます。

久保委員

意見は私たちもしっかりと受けとめております。受けとめた上で、この請願を採択するかどうするかということは今議論しているわけでありまして、先ほど金井議員からも言われましたが、これは議員個人または会派に支給するというのではなくて、議員個人に支給することを求める請願というふうになっておりますので、先ほど村石委員も赤星委員も言われておりましたが、趣旨としては、会派も認めるし議員個人も認めるというものではないと。議員個人だけにするという事です。さらに、今、議論の中に、議員個人になったら、不正を確実に防げるのかどうなのかという観点に立つと、一長一短はもちろんあるけれども、必ずしもそれが議会改革であったり、信頼回復であるという結論には至らないので

はないかなというふうに思っております。
繰り返しになりますが、この請願の願意をそのまま認めるときには条例改正が必要ということで間違いないか、事務局に確認をいたします。

庶務課長 政務活動費の交付対象につきましては、富山市議会政務活動費の交付に関する条例の第2条で定めていまして、こちらを会派から議員個人に変える場合には条例改正が必要となります。

久保委員 加えて、この願意の中で私たちも大変注意深く見なければいけないなと思っているのが、会派がわかりづらいというところで、まさにそのとおりだと思っています。所属議員が1人ですが、会派名を名乗り代表というふうに言うと、市民の皆さんはあたかも複数の議員の意見が集約された意見ではなかろうかという勘違いをされることも多々あります。そういった質問も私は受けます。そういった意味では、この会派の部分については、請願人からもわかりづらいという指摘を受けておりますので、請願自体をどうするかとは別に、ここについては、今、議会運営委員会でも調査していると思っておりますが、速度を速めていかな

ければならないのだなということは会派として受けとめました。

上野委員　この請願の内容について、今ほど各委員から御意見も述べられましたが、赤星委員のおっしゃったとおり、他都市では会派と議員個人と分けて支給されているところも中にはあるということで、政務活動費のあり方検討会というものも富山市議会にはございますし、ここで早急に結論を出すのではなく、調査・研究を深めるため継続審査としてはいかがでしょうか。

委員長　ほかに御意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長　それでは、ほかにないようですので、この程度にとどめます。
ただいま御意見を聞いていますと、継続審査としてはどうかとの御意見がありました。
そこで、継続審査についてお諮りいたします。
本請願を継続審査とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手少数であります。

よって、本請願は継続審査とすることは否決されました。

それでは、引き続き審査を続けます。

これより、令和元年分請願第4号の討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、令和元年分請願第4号を挙手により採決いたします。

本請願は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました請願の審査を終了いたします。

次に、議会事務局所管分で何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
 以上で、議会事務局所管分を終了いたします。

午前10時50分 休憩

~~~~~

午前10時55分 再開

委員長            これより、総務文教委員会選挙管理委員会事務局所管分の議案の審査を行います。  
                      議案第97号 富山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
                      を議題といたします。  
                      これより、当局の説明を求めます。

選挙管理委員会   〔議案説明資料により説明〕  
事務局次長

委員長            これより、質疑に入ります。  
                      質疑はありますか。

赤星委員            お疲れさまです。議案説明資料には日額で幾らというふうにあるのですけれども、投票所は朝7時から夜8時まであいているのですよね。これは、この方々が何時間いていただくことになっている日額なのではないでしょうか。朝7

時から夜8時まで同じ人がいるわけではない  
と思うのですけれども。

選挙管理委員会  
事務局次長 投票管理者、それから立会人につきましては、  
原則1日という考え方で対応してございます。  
今回の法律改正によりまして、交代制という  
ことの導入についても認められているわけで  
ございますが、富山市につきましては、今回、  
従前どおりの形での対応をお願いしているも  
のでございます。

赤星委員 わかりました。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案  
の質疑を終結いたします。  
これより、議案第97号の討論に入ります。  
討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第97号を採決いたします。  
本案件は、原案どおり決することに御異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、本案件は原案可決されました。

以上で、選挙管理委員会事務局所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、選挙管理委員会事務局所管分で、議案以外に何か質問はありませんか。

松井委員

1点だけ確認をさせていただきたいのですが、前回の県議会議員選挙から、富山市においても投票所入場券に宣誓書を記載できるようになったわけですが、期日前投票を推進するという意味でも効果があったのではないかなというふうに思います。その宣誓書の利用率などはわかりますか。

選挙管理委員会  
事務局次長

入場券の裏面に宣誓書を記載できるようにした効果ということでございますが、委員がおっしゃいましたとおり、本年4月の県議会議員選挙から実施させていただいております。前回、平成27年の県議会議員選挙と比べまして、投票者に対する期日前投票者の割合という形で、結論から申し上げますと3.3ポイント上昇しております。平成27年の県議会議員選挙が、比率にしますと21.1%だったものが、今回の平成31年の県議会議員選挙一につきましては24.

4%ほどという形で、3.3ポイントほど上昇しているところでございます。

投票所入場券の裏面にある宣誓書の利用状況の詳細につきましては、数値化が難しいことから把握しておりませんが、期日前投票所の状況から、感覚といたしましては相当数の方が利用されているというふうに実感、推察しております。

松井委員 わかりました。投票率をアップさせるという意味も含まれているとは思いますが、期日前投票の推進ということにもつながると思います。このことについては、選挙管理委員会で何か考えておられますか。

選挙管理委員会 期日前投票につきましては、次の参議院議員  
事務局 長 通常選挙におきましては16日間と、長い期間やらせていただくわけでございますが、期日前投票は、御自分の都合に合わせて投票できるいい制度だと思っております。  
今回の参議院議員通常選挙の選挙期日が決まったのが最近でございますので、市の広報には載らないのですが、特別版という形で新聞折込みのほうで参議院議員通常選挙のPRといたしますか、折込みでやっていく予定にしております。

当然、その中には入場券の裏面の宣誓書を使って期日前投票をやっていただくことも記載してございますし、期日前投票の会場も記載しているところでございます。今ほど次長のほうからも申し上げましたが、感覚といたしまして、入場券裏面の宣誓書の利用につきましては、非常に多くの方に利用していただいていると思います。

しかし、その場に来て入場券裏面の宣誓書を書いておられる方とか、あるいは、せっかく書いてきておられても、御夫婦で取り違えておられたり一旦那さんの入場券の裏の宣誓書に奥さんの名前を書いておられたりする場合もあったのですが、とりあえず浸透ぐあいについては、前回は結構していたものと考えております。

横野委員

実際に、期日前投票の際に宣誓書を記入して持ってくることについては、スピーディーさのほか、期日前投票をするときに、一人一人理由を聞かれたりする、そのことが非常に嫌だと思える人も結構いましたので、逆に言えば、入場券の裏の宣誓書が浸透することによって期日前投票が増えるということについては、非常にいいことだというふうに思っています。それをどんどん宣伝しながら、期日前投票を



推し進めるのも方法だと。投票率を上げるためにも、その方法をぜひもっと普及するように指導していただきたいと思います。

もう1点、人口の多い婦中地域に、期日前投票の投票所の設置がなぜ早めできないのか。大沢野地域のほうが先に設置されますよね。地域性とか人口だとか、そういったことを考えると、期日前投票の期間や場所について少し検討いただきたいという思いがあります。このことは富山県選挙管理委員会で決定していることですので、私たちが言うことがいいか悪いかということはあるのですが、そのあたりはどうなのでしょう。

選挙管理委員会  
事務局次長

合併以来、旧町村部分と申しますか、そちらのほうへは期日前投票所を1カ所ずつという形で、これにつきましては、人口とか、今、委員がおっしゃいました地域性などの関係と、もう一つこちら側、管理執行側から申しますと、LANといいますか、機械、システムを使っているものですから、そういったものの保管が完全にできる場所、それを見据えて今の市内11カ所が設定されているというふうに認識しておりまして、その辺の問題も検討していかなければならないものと考えております。

横野委員 わかりました。

松井委員 当日の投票日を入れて、投票期間が実質来月5日から21日までと、非常に長い期間だということですがけれども、無事故でしっかりとよろしくお願ひしたいと思います。富山市ではないと思いますけれども、前回の選挙のときに、職員が寝坊して遅刻して来られたというところもあったようですし一県内ではないですけれどもね、県外で。

（「投票所の開所時間が遅れた」「過去に、市の職員が遅れたことがあります」と発言する者あり）

委員長 それは注意してください。

村石委員 いわゆる期日前投票ですがけれども、投票所によって開始時期が遅れる投票所もあるのでしょうか。

選挙管理委員会 開始の時期が遅れるということで、先ほど横野委員のほうからも御指摘がありましたように、来月5日から始まるのは、本庁と大沢野行政サービスセンターです。

選挙管理委員会 来月14日の日曜日から開始になりますのが  
事務局次長 残りの箇所になります。

選挙管理委員会 残りの9カ所です。  
事務局長

村石委員 開始を遅らせるというのは、地域の人口などもあるのですけれども、市の職員が投票事務をやるわけで、結局その人たちも本来の仕事を持っていて、超過勤務が増えたり、いろいろなことが起こると思うのです。そのようなことから遅らせているということは言えるのですか。

選挙管理委員会 遅らせていると言いますか、期日前投票は、  
事務局次長 その選挙期間中、最低でも1カ所あけておく必要があると。当然夜8時まで1カ所あいていれば、ほかのところは一実際には富山市でも6時で切り上げるところがありますが、そういった形でやってもいいというぐあいにはなっております。それと、今、委員が言われたように、当然そこには市の職員が従事するわけでございますので、そのぎりぎりのところと申しますか、バランスのとれるところで過去からやってきているものだと思っております。

委員長           ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、総務文教委員会選挙管理委員会事務局所管分を終了いたします。

午前 11 時 08 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 35 分 再開

委員長 これより、総務文教委員会企画管理部所管分の審査を行います。

報告案件として提出されている

報告第 17 号 経営状況報告の件（一般財団法人富山市ガラス工芸センター）、

報告第 18 号 経営状況報告の件（株式会社富山市民プラザ）、

報告第 19 号 経営状況報告の件（公益財団法人富山市民文化事業団）、

以上 3 件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

企画調整課長 〔報告第 17 号について、

報告第 18 号中、

令和元年度事業計画について、

議案書により説明〕

文化国際課長 〔報告第18号中、
平成30年度決算について、
平成30年度事業報告について、
報告第19号について、
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

横野委員 ここで質問するのがいいのか、私も少しためらったのですが、きょうの午後、新国立劇場と富山市芸術文化ホールの連携・協力に関する協定が締結されます。令和元年度の事業計画の中で、連携を結ぶ新国立劇場との関係では、新国立劇場バレエ団の「アラジン」をやられますけれども、協定を結ぶことによって、結果的にオーバード・ホールの三面半舞台の一せっかくいいものがあるのだけれども、あいったものの利用率が非常に低いと知っているので、そういったものを有効に生かすような、そういう協定になるのか、そのあたりの考え方はどうなのか、教えてください。

文化国際課長 今回、協定を締結いたします新国立劇場は、昨年度、札幌文化芸術劇場、東京文化会館、びわ湖ホールの3館とホール運営の連携・協

力に関する協定を締結しております。

今年度の取組みとして、新国立劇場と東京文化会館がオリジナルオペラ、プッチーニ作曲のものを共同制作しまして、札幌文化芸術劇場やびわ湖ホールを加えた4館で、7月、8月に連続で公演される予定と聞いております。今回のオーバード・ホールとの協定は全国で4番目となるもので、協定式は本日の午後1時半からオーバード・ホール内で行われます。この協定では、両劇場、ホール等で実施する公演に関する事、人材の交流に関する事、人材の育成に関する事を連携・協定の内容とされているところでございます。

オーバード・ホールでは、これまでも新国立劇場と連携して事業をやってきておりまして、例えばオペラやバレエなど、これまで11作品の公演を行っているところでございます。オーバード・ホールでの公演の際には、新国立劇場とオーバード・ホール側の舞台芸術、音響、照明等の技術スタッフが共同により作品をつくり上げてきたところでございます。今後は、新国立劇場に加え、この新国立劇場と連携・協力を協定する4館が相互に連携することで、オーバード・ホール単館では行うことができなかった演目も、市民の皆様にお楽しみいただけることになるものと期待して

いるところでございます。

また、新国立劇場との技術的連携に加え、ホール運営や企画に対するアドバイス、職員の資質向上のための相互受入れ等も今後検討されると伺っているところでございます。

横野委員

私もオーバード・ホールを使った人間として、申しわけないけれども、職員には、もう少しいろいろと制作的な一舞台と照明と音響とのバランスのいい指導をしていただきたいと、責任持った仕事をしていただきたいという思いがあります。そういった点においては、新国立劇場での職員の研修にも生かしていただきたいという思いもありますので、そういう提携事業については非常にいいなと。

今、内容を聞いて、さらにそのあたり、また、職員の勉強のためにも、そういった面について努力していただきたいとお願いしておきます。

赤星委員

同じく、市民文化事業団についてなのですが、広告ですね。ポスターなどの掲示でシクロシティ富山に広告料を払っておられると思うのですが、それは幾らぐらいで、議案書ではどの項目に入っているのでしょうか。

文化国際課長 シティスケープの広告になります。これにつきましては、令和元年度、今年度予算で言いますと、10カ所掲示する形としていたるところでございます。広告料といたしましては1,098万7,200円でございます。

赤星委員 わかりました。
次にガラス工芸センターのほうをお伺いしたいと思います。
議案書149ページのキのところ、富山ガラスブランド化推進事業の御報告がありました。三越伊勢丹で60名の作家さんが参加をされて、30名36作品—その中で84点72万円の売上げがあったということですが、どのような作品、どのような商品があったのでしょうか。

企画調整課長 それぞれの作家がテーマを持ちながら作品をつくっていったのですが、一番売上げが多かったのは越翡翠といいまして、ひすい色をしたガラスの原料を使ったものでつくった皿ですとか花器などが一番人気ございました。

赤星委員 それは、富山市内では見たり買ったりすることができるのでしょうか。

企画調整課長 もちろん富山ガラス工房でも買えますし、試作品ですが、企画調整課のカウンターにもありますので、ぜひごらんいただければと思います。

赤星委員 以前報告していただいたときに、ドアノブの商品開発のことを言っておられましたけれども、それは現在どのようになっているのでしょうか。

企画調整課長 それについては、実は昨年度で仕上げるつもりだったのですが、まだ制作を継続中だというふうに聞いております。

赤星委員 何か問題でもあったのですか。

企画調整課長 特に伺っていませんが、先方はカッシーナという家具メーカーでございまして、そこのやりとりの中で長引いているのだと思っております。

赤星委員 続きまして、富山市民プラザについてお伺いしたいと思います。
議案書152ページに令和元年度予算の表があります。この中で、営業収入として家賃収入4億5,530万円、共益費収入が1億4,

000万円余りとありまして、賃貸で公共が4施設と民間が15店舗入っているとおっしゃいました。

公共というのは、多分、富山市の富山外国語専門学校であったり、総曲輪公民館であったりすると思うのですけれども、公共の4施設はどのような施設なのか、また、富山市から家賃及び共益費としてどれぐらい支払われているのか、お伺いします。

企画調整課長 公共施設は、市民プラザホールと富山外国語専門学校、市民学習センター、総曲輪公民館の4つでございます。今申しました公共の分での家賃が合わせて4億2,236万7,000円余りでございます。共益費が1億2,525万3,000円余りでございます。

委員長 ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

次に、企画管理部所管分で、ただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

久保委員 私のほうから1点、報告にも絡むのですが、議案書の例えば149ページなのですけれど

も、事業報告の中で、前年度から継続しているような事業であれば、ここに人数が書いてあるのですが、例えば前年から比較して増えているのか減っているのかとか一同様に、議案書155ページには主な自主イベントの実施報告がありますけれども、実際に自主イベントが年間何日ぐらい開催されて、延べ入場者数がどれぐらいだったのかとか一最後は議案書164ページ、これも同様に、使用件数は書いてあるのですが、一体どれぐらいの市民の方が御利用されたのかというのがわかるように、少し情報を増やしていただきたいなと思うのです。幾つかの課をまたいでいますので、部長にこの表記の改善について一言御意見をお願いします。

企画管理部長 このような取りまとめは、財務部の財政課でやっていますので、その辺はまた財務部と調整させていただきたいと思います。どこまで統一して記載できるかということも含めまして、できるだけ委員の皆様方にわかりやすいような議案書の作成に努めていきたいと思います。

村石委員 大項目で2点、お聞きしますけれども、1つは、ハラスメント対策ということで、職員課

のほうではハラスメント対策の相談員は何名いらっしゃいますか。

職員課長 職員課の職員ということであれば1名でございます。あと、我々、管理部門に携わる職員も、名簿には挙がっておりませんが、相談員という形で対応しております。

村石委員 専属でやっているのは1名ということなのですが、平成30年度に相談があった件数を教えていただけないでしょうか。

職員課長 ハラスメント相談ということでの具体的な件数の集計はとっておりません。個別の相談案件の中でさまざまな相談がありますので、ハラスメントという分類をしたものの件数という集計は手元に残しておりません。

村石委員 基本的には集計すべきだと思っておりますけれども、今はそれはいいとして、いわゆる相談を受けたときに、いろいろな法律、例えば労働基準法にかかわる法律の違反の疑いがあるとかという場合に、例えば法務専門監と相談するというようなことにはなっているのでしょうか。

職員課長 委員御指摘のとおりで、内容によって、法的に問題がある場合には、当然こちらで法令の確認をいたしますし、案件によっては法務専門監への御相談ということもあり得ます。

村石委員 私も相談を受けて一職場とか、個別のことは言えないのですが、一法務専門監にお伺いしたいのは、労働基準法上、職員が年休をとりたい、何月何日にこれだけとりたいといった場合に、所属長はその年休の用途、いわゆるどういうことに使うのかということを探ねることはできるのでしょうか。

法務専門監 年休の場合は自由利用の原則がありますので、基本的には理由を聞かないで申請を受けているというふうに理解しています。

村石委員 労働基準法上は、職員が請求した場合に、例えばその事業所の業務が成り立たなくなる、そういう場合は、所属長は理由を聞くのではなくて、時季変更権ということが認められていると思うのですが、そのことはどうでしょうか。

法務専門監 委員御指摘のとおりだと思います。

村石委員

ハラスメントの関係で、明らかに法律に違反しているような行為を上司がしていた場合には、迅速に対応してほしいと思います。これ以上は言いませんけれども、そのように申しておきます。

次の項目に行きます。

次は、ガラス造形研究所についてお伺いします。

富山市は、富山外国語専門学校を設置してまして、学生の募集要項というものを出していらっしゃいます。

そこには、ただ単に、こういう学科があって何人を募集するというのではなくて、どういような学校であるかという紹介も含めながら学生を募集する要項を出していて、なおかつ毎年、私たち議員にも配付されています。一方で、ガラス造形研究所は、ホームページには募集要項が掲載されているのですが、議員には配付されていないので、議員に配付するようにしたほうがよいと考えますが、どうでしょうか。

富山ガラス造形
研究所事務長

委員の御指摘のとおり、今まで私どもの募集要項に関しては、議員への配付はしておりません。

今回御意見をいただいたことから、8月の上

旬には募集要項がまとまるかと思imasので、そのときに配付させていただければと考えています。よろしくお願ひします。

赤星委員

ガラスについてお伺ひしたいのですけれども、今度、環境部のほうで西別院の街路トイレというのを50年ぶりに改築されることになりました。よく明かり取りにガラスブロックなんかを使ったりしますよね。せっかく新しいトイレをまちなかにつくられるので、私はどこかそういうところにガラス作品をはめ込むことができないかなと思うのですけれども、環境センターに聞きましたら、最近の公衆トイレというのはユニットになっていて、それを運んできて設置するようなことが多いそうなのです。それだと少し寂しい感じがしますので、せっかくなのでガラスのミニギャラリー的な、何か少しでもそのようなことができないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

企画管理部長

環境部の考え方はよく聞いていませんので、予算的なことも当然あるのだろうと思ひます。今、まちなかギャラリーということで、いろいろ通りに設置をしておりますので、基本的にはそちらのほうを充実していかなければい

けないと思っています。

トイレにそういったガラスをとという御提案もわからないではないのですが、その辺は環境部の予算的なこともありますので、また話は聞いてみたいと思います。可能かどうか、今は何とも申し上げられませんが。

横野委員

今ほど村石委員からハラスメントの問題への質問があったのですけれども、私もかつて一緒に仕事をした仲間が命を絶ったりとか、いろいろなことを聞いており、市職員として、相談窓口の方向性というか、心のケアの相談窓口みたいなものはどの程度あったのかなと。本当に20年、30年勤めていただいた職員が、そういう身を持ってという言い方をするものだから、そのあたりはどうなのだろうか。逆に言えば、精神的に、病気療養で休まれた職員もいるわけで、そのリカバリーなどについては、どのような形で取り組んでいるか、教えていただければと思います。

職員課長

職員へのメンタルヘルスの対策ということで、まず取り組んでいるのは、産業医による健康、医療相談という体制をとっております。職場の悩みですとか、健康や医療に関する相談一心も体も含めてですけれども、幅広い悩みに

ついて産業医に相談できる体制ということで、週1回開催しております。あわせて産業医の先生には、長時間勤務によって疲労が蓄積していると感じている職員、もしくは、その他健康不安を感じている職員に対する面接指導も受け持っていていただいております。その実績といたしましては、平成30年度で医療、健康に関する相談が29件、長時間労働に関する相談として3件の実績が上がっております。

そのほかに、臨床心理士の先生にお願いいたしまして、心の健康に不安を感じている職員のケアを行うところの健康相談室という事業も実施しております。

これは月1回、事前にお申込みいただいていることになるのですが、なかなか職場では話しにくいような相談について、専門のカウンセラーに対して御相談いただける体制をとっております。

この実績につきましては、平成30年度、職員御本人からの相談が38件、職員の関係者—所属長等なのですが—ということで御相談が2件ございました。

あと、職員自身が自身の体の気づきというか、心の疲れの気づきに役立てていただければということで、毎年ストレスチェックを行って

おります。

平成30年度は臨時職員も含めて3,582人に受検していただきまして、各自で御自身のストレス度合いをチェックしていただいているということでございます。

いずれにいたしましても、心もそうですが、体の健康ということを早期に各自が御自身で気づいていただくことが大切であると思えますし、気づいて専門医への早目の受診ということにつなげてまいりたいと思っておりますので、これらの取組みを引き続きしっかりとやってまいりたいと思っております。

横野委員

一番気になっているのは、市民との対応の問題でして、職員がいじめられるというか、要するに住民とのトラブルみたいなものを抱え込んでいるのではないかなという不安も少しあって、そういったものの相談—上司ですとか、皆さんと意見を言えるような、そういったことをしてほしいなと思えます。

いろいろ聞いたところによると、どうも滞納整理とか何かで市民とのトラブルもあったように聞いたものですから、そういった点において、やはり担当の課長ですとか、部長、次長あたりが、職員のフォローをすることも必要だと思えますので、また検討してやってく

ださい。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
 以上で、総務文教委員会企画管理部所管分を終了いたします。
 暫時休憩いたします。

午後0時25分休憩

~~~~~

午後1時50分再開

委員長           これより、総務文教委員会を再開いたします。  
                  これより、教育委員会所管分の議案の審査を行います。  
                  議案第106号 工事請負契約締結の件（岩瀬中学校既存校舎解体工事）、  
                  議案第107号 工事請負契約締結の件（奥田北公民館改築主体工事）、  
                  以上2件を一括議題といたします。  
                  これより、順次、当局の説明を求めます

学校施設課長   〔議案第106号について、  
                  議案説明資料により説明〕

生涯学習課長   〔議案第107号について、

議案説明資料により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

赤星委員 議案説明資料8ページの奥田北公民館の件ですけれども、奥田北校区の人口は何人になりますでしょうか。

生涯学習課長 奥田北校区の人口は約8,200名です。

赤星委員 わかりました。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第106号、議案第107号、以上2件を一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。  
これより、議案第106号、議案第107号、以上2件を一括して採決いたします。  
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は原案可決されました。

以上で、教育委員会所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、報告案件として提出されている

報告第21号 経営状況報告の件（公益財団法人富山市学校給食会）

を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

学校保健課長

〔議案書により説明〕

委員長

これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

次に、

メールサーバの不正中継について、

小・中学校普通教室等への空調整備の進捗に

ついて、  
以上2件を一括して、順次、当局の報告を求めます。

教育総務課長 〔メールサーバの不正中継について、  
委員会資料により説明〕

学校施設課長 〔小・中学校普通教室等への空調整備の進捗  
について、  
委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

赤星委員 小・中学校の普通教室等へのエアコン設置についてですけれども、今、御説明をいただいたように、できるだけ早くということで、非常に御苦労していただいたことを歓迎します。感謝をしている次第でございます。ところで、6月末から使用できるようになる学校名というのはわかるのでしょうか。

学校施設課長 本日までに富山市で検査を行ったところについては、使用開始できることとなります。実際に検査を行った学校につきましては、6月25日に大泉中学校、6月26日に東部中学

校と西部中学校、本日、学校の授業が終わった後に、呉羽中学校の検査をすることとなっております。以上4校については、エアコンの使用が可能になります。

赤星委員 今、中学校で4校ですが、委員会資料には1学期中に10校程度とあります。あとの6校について、市の検査はいつ行われて、いつぐらいから使用できるのでしょうか。

学校施設課長 業者での検査が完全に終わった後で、こちらのほうに検査の日程等の話があるのですが、工事中に際してもいろいろと問題が出てきたりしておりまして、スケジュールどおりには必ずしも進まないのので、業者から検査できますよというような話があったときに、こちらのほうでまとめて、順次、報告できればと考えております。

赤星委員 わかりました。また報告をお聞かせいただけるように期待しております。

ところで、本会議のほうで、エアコンについては、電気ですとかガスですとか、さまざまなタイプのエアコンを導入したので、また、いろいろな業者さんに御協力いただいたので早くできたというような市長からの答弁があ

りました。

そののところをもう少し詳しく御説明いただけないでしょうか。

学校施設課長　まず、都市ガスが学校まで来ているかどうかというところで分けがあります。都市ガスが学校まで来ている状態で、今までの改築や大規模改造で、蓄熱暖房機が入っているか入っていないか—蓄熱暖房機が入っている学校については、電気設備が補強されておりますので、そのままの電気設備で電気のエアコンを導入する。蓄熱暖房機の入っていない学校については、都市ガスのエアコンを導入する。一部の小規模校で浸水被害のないところにつきましては、LPガスを利用して災害時の拠点になるような学校として5校ほどを選定して、残りは電気のエアコンを設置するという方針で進んでおります。

赤星委員　ありがとうございます。

今御説明があったように、いろいろな燃料—電気、ガスを使った、そういうエアコンのタイプで早くできたとか、早くできなかったとか、そういった影響というのはあるのでしょうか。



学校施設課長 複数のエネルギーを使うことによってということでもありますが、富山市内の業者を数多く確保できたことが大きいと思います。

現状も20社以上の業者が並行して作業を進めておりますので、逆にボトルネック—学校施設課の職員が図面をチェックするところなどが工期的には一番大変なところなのですが、業者を極力待たせないような形で、質問などがあった場合にはすぐに返答するように努めているところです。

赤星委員 全ての小・中学校で一日も早く使えるように、引き続きお願いしたいと思います。

もう1点なのですが、昨年「ことしの6月までにエアコンを設置してください」という内容の署名が2,209人分、市長と教育長宛てに提出されました。

議会では、残念ながら請願が採択されなかったわけなのですが、その署名については、引き続き行われ、今度は「この夏までに運用開始してください」という内容の署名になりまして、先ごろ6月21日に1,448人分の署名を提出されたと聞いています。

こうした市民の皆さんの切実な訴えも受けとめていただいたのではないかと思うのですが、そののところはどうでしょうか。

教育委員会事務局長　　そういう署名なり請願なりにかかわらず、恐らく市民全体の方々がこの事業に対して期待しておられるとと思っていますので、本会議でも御答弁申し上げておりますように、なるべく速やかにという思いで進めてきているところでございます。

村石委員　　細かいことですがけれども、先ほど、定点温度を観測している教室の温度が30度を超えた場合にということだったのですけれども、定点温度は一例えば高さとか場所とか一どういう定点での観測になっているのでしょうか。

学校施設課長　　はかる部屋や場所等については、学校に一任する形だと思っています。  
例えば、学校施設課からどこかの部屋というふうに指定すると、学校によってはそこが温度の高くならない場所かもしれないので、どこではかるかというのは、実際に運用している施設の管理者である学校に任せて、そこで温度が超えた場合に運用する形で進めたいと考えています。

村石委員　　わかりました。

委員長　　ほかにはないようですので、この程度にとどめ

ます。

次に、教育委員会所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

赤星委員 先日の新潟県、山形県で起きた地震で、村上市の学校給食の共同調理場の天井が落ちたという報道を見まして、一時学校給食が提供できない状況というのがあったと思うのです。そこで、富山市では学校の耐震化は進めておられますが、学校給食センターの耐震化というのは、どのようになっているのでしょうか。

学校保健課長 学校給食センターの耐震性は大丈夫です。

赤星委員 わかりました。

村石委員 専任から兼務となった学校司書の業務の実態調査についてお尋ねをいたします。  
本会議では、教育委員会事務局長の答弁で、学校司書が勤務しない日は、司書教諭の資格を持つ教諭などが中心となって図書館の運営を行っており、児童・生徒の学校図書館の利用や蔵書の管理などについては、概ね対応できているものと考えているという答弁がありました。  
これはこれで、恐らく調べた学校がこうだっ

たのだと思うのですが、私のほうでも調べた学校があります。

そこでは、例えば5月に選書一本を選ぶという意味です—して、6月に購入した本の受入れをしたり、あるいは図書館だよりを発行したりするという事について、なかなか決められたとおりにやる事ができなかったという事がありました。

また、司書教諭は、パソコンの立上げと終了、シャットダウンをやっているということで、例えば大休憩の開館のときに司書教諭が来て子どもたちと一緒にやるとか、あるいは、昼休憩で開館したときに司書教諭が子どもたちと一緒に活動するとか、そういう事はやられていないというのが、私が調べた学校です。全ての学校がこうだとは言いません。

言いたいのは、学校司書が専任から兼務になったところ、あるいは、週2回が1回になったところとか、そういうところの業務がどのような影響を及ぼしているのかということをしかりと実態調査すべきだと思うのですが、どうでしょうか。

学校教育課長 学校司書は、学校図書館の有効利用のために  
図書の出しであるとか資料の収集、分類、  
それから読書案内などの専門的事務に従事し

ていただいております。学校としては大変助かっているところです。

ただ、学校図書館の運営に関しては、先ほど委員がおっしゃいましたように、司書教諭の資格を持つ教諭、それから図書委員会担当の教諭、かつ、中学校では生徒みずからが本の貸出しの業務というか、委員としての使命感で本の貸出しを昼休みとか放課後に行っております。

これらのことから、学校司書だけに負担がかかっているわけではなくて、みんなで仕事を分け合っているというのが今の現状だと思っております。

児童・生徒の学校図書館の利用とか蔵書の管理においては、概ね対応できると考えておりますので、今のところ調査の必要はないと考えております。

村石委員

少し考えていただきたいのは、例えば専任であれば週5回の勤務だったのですね。それが週3回になるとか、週2回のところが1回になるとかというような、それは週単位でそうなのです。5回が3回になる—5時間が2回分なくなるということで、当然支障が来ると考えられることが1つ言えます。

今言われたように、それを代替する、応援す

る先生もいらっしゃったと。それは、形式上  
そうです。けれども、多くの先生は、担任や、  
ほかの業務を持っていて、なおかつ、1カ月  
当たり、多くの時間外勤務をしています。  
そういうことから、実態として本当にカバー  
されているかどうかは、調べてみないとわか  
らないと思うので、ぜひ調べていただきたい  
のですけれども、どうでしょうか。

学校教育課長 私は本年3月まで、学校司書の勤務が週2回  
の学校に勤務しておりました。そこでは、少  
なくとも本の貸出しは生徒の仕事というこ  
とで、勉強で活躍する子もいればスポーツで活  
躍する子もいるのですが、本当に本が大好き  
で、本の貸出しで活躍する、図書委員の仕  
事を選んできた子どもというのは本当にたく  
さんおります。

その子たちが学校司書のかわりになるとい  
うことではないのですけれども、本の貸出しな  
どの業務は子どもたちがやっていく。そのあ  
たりのことも中学校、小学校では工夫してい  
るところなので、学校司書に関しては、5時  
間の勤務内でできる仕事ということを各学  
校はお願いしているところです。

村石委員 言われたように、子どもたちも当然協力して、

あるいは、自主的な活動としてということにはわかるのですが、昼休憩の開館のときに、学校司書は、学校図書館に来た子どもたちと一緒に本を探したり、お勧めの本を紹介したり、学校図書館の利用のお手伝いをするということも業務の中身なのです。

結局、今はそれをかわってしてくれる人がいないということなのです。だから、今まで一去年までは週に5回来ていて、月曜日から金曜日までこういう業務ができたのに、今年度からは週に3回になって、2回分はできないということ把握してもらえないですかという意味で調査をしてください。

学校教育課長 管理職は、他の教職員同様、定数外職員の仕事ぶりも見ております。実際に管理職が昼休みに図書室に行って、学校司書の働きぶり等も常に観察しております。

学校司書が特に負担であるということであれば、必要があれば校長が面談も行い、かつ、委員がおっしゃるような調査等も行うべきと考えております。

村石委員 これ以上、この件について言ってもお互い平行線ですので、ただ、今言われたことは伺っておきます。校長が相談して判断するという

ことはお聞きしました。

そこで、本会議でも欠員の補充を早急に行うべきだということを質問しましたところ、ハローワーク等において採用の募集を行っていくというようなことを答弁されましたが、その後、採用はどうなったのでしょうか。

学校教育課長 現在、欠員は4名です。ただし、その後、採用試験等もありましたので、来月には少し改善する方向であります。

村石委員 少しというのは、何人の人が採用されることになっていきますか。

学校教育課長 4名欠員のところ、今、1名の補充ということです。

村石委員 短期間の間にそうやって1人の欠員補充がされたということは、非常によかったというぐあいに素直に喜びます。  
ただ、あと3人についてはまだわからないということで、早急に補充できるようにしていただきたいと思います。  
次の項目に行っていていいのでしょうか。

委員長 はい。



村石委員

次は、超過勤務、休日勤務命令などについてお尋ねをいたします。

これは学校司書だけではないのですが、学校司書を例として挙げます。

1時間超過して勤務した場合、管理職の先生から、次の勤務で調整してください—すなわち、次の勤務のときに1時間早く帰りなさいというようなことなのですから—けれども—こういうことが今もやられているということなのです。この件については、以前、教育委員会の管理職の方が、校園長会において改善するように周知しますと答えておられました。こういう実態があるということがはっきりしていますので、もう一度、周知する考えはあるのでしょうか。

学校教育課長

今のことが事実とすれば、これは正しいこととは言えません。さらに適正な勤務となるように、校園長会等で周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

村石委員

ありがとうございます。ぜひ周知徹底をお願いします。

あと、学校司書の場合は、本務校と兼務校とあるわけです。これは、学校助手に聞いた話ですけれども、兼務校で、例えば1時間の時

間外勤務をした場合においても、超過勤務命令簿は、本務校の書類というか、その用紙に記載しなさいというようになっていると聞いたのです。私も本当にそうですかと、本務校では実際に時間外勤務、超過勤務をしていないのに、例えば教頭先生や校長先生が、命令しましたということで判こを押すことになっているのですかと聞いたら、そう言われていますということを言われたのです。

それは少しおかしいのではないかとということで、超過勤務命令簿の記載についても改善する必要があるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

学校教育課長 本来、本務校であれ兼務校であれ、超過勤務が必要な学校長が命令を出す、これが基本だと考えております。ですから、本務校、兼務校ということではなくて、実際に超過勤務を命令した所属長が印を押す、これを原則と考えております。

村石委員 これで最後にします。私は、ちゃんと調査をして、こういうことがあるということを知りましたので、ぜひ改善するように周知をしてほしいのですけれども、直近で校園長会はいつごろ行われる予定になっているのでしょうか

か。

学校教育課長 7月12日に行われる予定です。

村石委員 ぜひ校園長会の出席者の皆さんがわかるように、丁寧に説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

久保委員 私のほうからは、昨年度も質問させていただいたのですが、新年度に入りましたので、今年度のいじめゼロ校の学校数についてお答えください。

学校教育課長 本年度のいじめ認知件数ゼロ校は、小学校で1校1分校、中学校で1校1分校、計2校2分校となっております。

久保委員 昨年度と比べると大変減ったように思いますが、その減った背景をどのように捉えておられるか、お答えください。

学校教育課長 平成29年度の報告を申し上げますと、合計で16校2分校、本年度は2校2分校ということで、いじめゼロ校が大幅に減っていると。では、富山市の中学校にいじめが増えたのかという認識もあるかもしれませんが、各学校

がいじめ防止対策推進法のいじめの定義一児童等が心身の苦痛を感じているもの一について、小さいいじめの芽も摘んでいこう、小さいいじめを発見していこうということが各学校に周知徹底されてきたと考えておりますので、必ずしも、いじめ認知件数がゼロの学校が減ったということが悪い方向ということではなく、各学校がいじめの未然防止、早期発見、即時対応、早期解決に取り組んでいるものと考えております。

舎川委員

私は、小・中学校の適正規模・適正配置について伺いたいと思うのですが、先ほど若干聞き漏らしたことがあって、最初の小・中学校の将来のあり方検討事業について、こういった地域に周知をされる、こういった情報を提供されるというふうにおっしゃっておられたのか、確認だけさせてください。

教育総務課長

13ブロックごとに自治振興会があって、正確にはこれから検討してまいりたいと思っておりますが、例えば今まで、市全体の話としては一今を基点に言いますと一前後10年間の児童・生徒数の推移ですとか、それに伴って、例えば小規模校が何校増えていっているとか、そういったことを数字的な面と、一

方では、文章で小規模校におけるよさですとか課題といったものを示してまいります。13ブロックについては、今後検討してまいりたいと思います。

舎川委員

当然、そういう状況も周知をしていって一富山市全体としては子どもが減っていくのだということ、今後みんなで考えていこうということは、すごく重要だなと思っている一方で、今回、多くの議員もいろいろと質問されましたけれども、臨時任用講師の不足の件についても、やはり適正規模・適正配置の話なくしてはなかなか解決に向けて進むということは難しいかなと思っています。積極的に統合などをやっていこうというものでは当然ないのですけれども、子どもが減っていく、また、先生のなり手も、実際にこれからも減っていくだろうという中で、学校をもう少し効率化していくということも、世論として皆さんで議論しましょうと。地域に入られるときに、私はそれも背景としてあると思っています。そこをしっかりと、逃げてはだめだというふうに思っております。

私自身も、教員の不足問題を解決するには、適正規模をしっかりと守っていくことが必要だと強く思っておりますけれども、事務局長

の考え方というか、今、どのように考えられるのか、お聞かせいただいでよろしいでしょうか。

教育委員会事務局長

まず、これまでの芝園小学校なり中央小学校なりの統合への道のりを振り返りましても、大変に困難な事業であることは間違いないと思います。

したがいまして、年次計画を定めてこのスケジュールでどんと出すという仕事では決してない。これをスムーズにやっていくためには、やはり地域での機運がしっかりと醸成されていくことが何より大事なことだと思えます。こういう仕事は、行政主導でどんどん地域の皆さんを引っ張っていくというやり方では決してうまくいかないと思っていまして、やはり地域の皆さんがそういう気持ちになっていただくという取っかかりとして、今回の補正予算をお願いして、しっかりと各地域に入り込んでいって、直接顔を見て話し合うということからまず始めたいと思っております。

そういうことで、教育委員会の思っている気持ちを、何とか地域の皆さんとコミュニケーションをとりながら、意思疎通ができるようにということから取り組みたいと思えます。

舎川委員

丁寧に時間をかけてやっていっていただけたらなというふうに思っています。

今おっしゃったようなことで、学校というものは、今、教育施設としてだけではなくて、当然コミュニティ施設でもありますし、防災、保育の面も絡んでくると思いますので、丁寧にやっていってほしいなと思います。

続けてもう一つ、ALTについてお伺いしたいと思います。

ALTは業務委託をされていると思います。近々では平成31年1月4日から、今はインタラックという会社に委託してやっておられると思いますけれども、富山市のALTというのは、当初から業務委託で取扱いをしておられるのですか。

学校教育課長

今、手持ちの資料では、当初からかどうかということは把握できません。

舎川委員

わかりました。

何を言いたいのかと言いますと、いろいろと委託業務の仕様書などを見ておりますと、ALTはインタラックという業者1社ですとやっているような形ではないかと。

最終的には、子どもたちに英語教育をしっかりと一充実した環境を与えて、英語のコミュ

ニケーション能力をしっかりと整えるということがすごく重要です。

しかしながら、今の小学生を見ても、英会話までということはなかなか難しい。これから英語教育というのはすごく大切であることから、ALTの業務委託先が、プロポーザルでずっと1社にしかかっていないということが、競争力とか、その辺にも鑑みて、弱いというか—今、1社で独占してやっているということから、仕様書を少し見直して、もう少し他社も入れるような形、競争できるような形があったらいいのかなというふうに思いますけれども、その辺について、答えられるようでしたらお願いします。

学校教育課長 現在、小学校において、3・4年生は外国語活動を15時間、それから5・6年生は50時間やっております。来年からは、3・4年生が35時間、5・6年生が70時間というふうに外国語活動及び外国語の授業が大幅に増えてきます。

委員御指摘のように、私の知っている限りでもALTはずっとインタラックに業務委託しているということなので、他業者ということも今後検討していきたいと—今のところはここまでの範囲しかお答えできませんので……。



上野委員 学校給食について少しお伺いします。  
全部の学校に聞いたわけではないのですが、  
とも、とある学校ではパン給食が減少して米飯の給食を増やすと。なぜかということ、地産地消を進めていきたいからという話を聞いたのですが、これは教育委員会から指導されたというか、そういう意図があってされたことなのか、それとも、各学校の意思に基づいてされていることなののでしょうか。

学校保健課長 米飯給食が増えるということですよ。

上野委員 はい。

学校保健課長 実は、2学期から米飯給食が週4回になります。それにつきましては、ことしの2月に、市内のパンの業者が、給食から撤退したいというふうな申入れを富山県学校給食会にされました。  
その連絡を受けまして、業者が撤退することですので、どうしようにも供給ができなくなったということと、御飯業者の調整がつくのかということの話し合いをずっと進めてまいりました。富山県学校給食会と富山県教育委員会で話し合いをし、調整したものでございます。

上野委員　　そうしましたら、パンの業者が継続できないから、結果として米飯の回数が増えたというだけで、地産地消を進めたいという意図があったというわけではないのですか。

委員長　　上野委員、もう少し大きな声でお願いします。

上野委員　　すみません。地産地消を進めていきたいからとか、そういう意図があって米飯が増えたわけではないという認識でいいのでしょうか。

学校保健課長　教育委員会のほうとしましても、地産地消を進めたいという思いはずっと持っておりましたし、米飯給食も、かねてから増やしてほしいという要望もいろいろなところから聞いておりました。ただ、歴史的にずっと学校給食はパンのほう主流だったところから、徐々に回数を1週間に3、5回にまで増やしてきたところでもあります。今回、きっかけとなったのはパン業者の撤退ではありますが、米飯が増えるということについては、それでよいと思っておりますし、進めてきたことでもあります。

委員長　　ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

以上で、教育委員会所管分を終了いたします。

午後 2時38分 休憩

~~~~~

午後 2時52分 再開

委員長 これより、総務文教委員会財務部所管分の議案の審査を行います。

議案第96号 富山市市税条例等の一部を改正する条例制定の件、

報告第2号 専決処分について承認を求める件（富山市市税条例等の一部を改正する条例制定の件）、

報告第3号 専決処分について承認を求める件（富山市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定の件）、

報告第4号 専決処分について承認を求める件（富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件）、

以上4件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

納税課長 〔議案第96号について、
報告第2号について、

議案説明資料により説明]

資産税課長 [報告第3号について、
報告第4号について、
議案説明資料により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

赤星委員 専決処分について承認を求める件のうち、ただいまの(3)の富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件について伺いたいのですけれども、この対象となる再開発ビルというものは、どこなのでしょう。再開発の地区名とビルの名前などでお答えください。

資産税課長 この条例が適用されたのが富山西町南地区のTOYAMAキラリ、富山市総曲輪西地区のユウタウン総曲輪、富山市桜町一丁目4番地区のパティオさくらでございまして、今、総曲輪三丁目地区のプレミスタワーも対象になることになっております。今のところは以上でございます。

赤星委員 その中で一議案説明資料には「床面積が12

0平方メートルを超える部分について、左記の税率を適用」となっているので—120平米を超える保留床とはどのようなものがあるのか、例えば、銀行ですとかシネコンですとか、あとはマンションでも120平米を超えるところがあるのか、お答えください。

資産税課長 言われたとおり、商業施設が120平米を超えるところが多くなってくるかと思います。120平米につきましては、住宅用地でございまして、120平米以下には新築住宅の軽減措置が適用になるということで、ここは適用していないということになっております。住宅についても、共用部分も含めて面積120平米を超えれば適用になるということで、4LDK、5LDKなどというような大きな面積の1戸を購入されたときには、適用となる可能性が出てきます。

赤星委員 実は2年前にも2年間の延長があったのですけれども、そのときに軽減額は大体1,000万円ぐらいだというふうにお聞きしたのです。今回の2年間の延長で軽減される額というのはわかるのでしょうか。

資産税課長 今言われた数字は、TOYAMAキラリとユ

ウタウン総曲輪の合計の税額かと思いますが、今回パティオさくらが平成31年度から課税しております、その分につきましては、減額の額が220万円程度になっております。プレミスタワーについては、まだ評価しておりませんので、不明でございます。

赤星委員

議案説明資料3ページの中の米印のところですが、すけれども、「不均一課税とは、地方税法第6条第2項の規定に基づき、公益上その他の事由により必要がある場合に、条例により一般の税率と異なる税率で課税することができる」とあります。

この公益上その他の事由により必要がある場合というのは一富山市が保留床も含めている事由というのは、どういうことなのでしょうか。

財務部長

今ほど赤星委員から御質問がありましたことですが、富山市のまちづくりという中で、にぎわいをつくっていく、あるいは交流の拠点をつくっていく、そういうことは、富山市の施策として大変大事な一要素だというふうに考えています。

そういう、まちのにぎわいづくり等に欠かせないいろいろな施策があるわけですがけれど

も、不均一課税ということで減免するという
ことも、要は、その手法の一つであると私ど
もは思っております。

幾つもの手法はあると思います。補助金という
手法もありますけれども、私どもはまずこの
方法を富山市として一つとらせていただいた
というものであります。

もう一つは、それによりまして一長い目で見
てください。税収の確保が可能になります。
保留床にいろいろな方たちが住んでいただく、
あるいは入っていただくということで、税収
の確保につながります。

そういう2点から、私どもは必要な政策だと
いうふうに考えて、今回この条例を再延長さ
せていただくものでございます。

赤星委員

今、中心市街地のにぎわい創造などとおっし
ゃったのですけれども、でしたら、なぜ再開
発ビルだけ税金が軽減されるのかなと思うの
です。

商店街の皆さんですとか一中央通りに行きま
したら、アーケードを直せないと。間口で負
担金を出しているのだけれども、アーケード
も直せないのだというようなお声も聞きます
ので、何で再開発ビルだけなのかなと不思議
なのです。

ところで、権利床のほうは地方税法で定められているので全国的に同じですけれども、保留床については、富山市独自の判断ということによろしいですか。

財務部長 その考え方で間違いありません。

赤星委員 ほかの都市で同様の軽減をしているところというのはわかりますか。

資産税課長 県内ですと、高岡市、射水市が軽減を適用しておられます。

あと、近隣の中核市では、長野市、岐阜市、金沢市です。そのほか政令指定都市一近隣ですが一では、新潟市、静岡市が適用しております。そのほかにもあるかとは思いますが、一応この辺を調べております。

赤星委員 すみません、1点確認です。

先ほど、対象となる再開発ビルを教えていただきましたけれども、その中でユウタウン総曲輪に入っていますシネコンとかホテルとか立体駐車場というものも対象になっていますか。

資産税課長 対象でございます。

赤星委員 わかりました。

横野委員 議案説明資料1ページから2ページにある軽自動車税の軽減措置について、こういったものを充てると、大体幾らほど減税になるのですか。

市民税課長 今回の条例案件では2種類の軽減措置を出しておりますので、1つずつ説明させていただきます。

まず、議案説明資料1ページの環境性能割につきましては、こちらはもともと県税である自動車取得税が廃止されまして、そのかわりに市税として創設されるものであります。

自動車取得税の過去4年間の実績に基づき推計しましたところ、軽減期間である1年間で約5,000万円の減収になると見込んでいます。なお、この減収分については、全額国費で補填されることになっております。もう1つ、議案説明資料2ページ目の種別割の税率の軽減—こちらは現行の軽減措置が2年間延長されるわけなのですけれども—こちらにつきましては、対象が新規取得された車両のため、新規取得の台数に応じて減収の金額が変わってまいります。

参考といたしまして、今年度の実績を申し上

げますと、約1,500万円の減収でありました。

横野委員 わかりました。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第96号、報告第2号から報告第4号まで、以上4件を一括して討論に入ります。
討論はありませんか。

赤星委員 私は、今の報告第4号について、承認することができないので、その理由を述べます。
ただいまの議題は、富山市高度利用地区における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。
1つには、再開発ビルに入っている、保留床を持つ企業などには、既に大型商業施設誘致で1億円の補助金を受けたところもあり、ほかに大手企業もあります。
こういうところに、富山市の判断でさらに税率を軽減してあげることに疑問を感じるものです。
2つに、中心市街地のにぎわい創造といった公益性があるといって、再開発ビルだけが税

率軽減の優遇を受けるのは不公平ではないでしょうか。中心商店街を盛り上げてきた商業者や商店街の皆さんをはじめ、多くの市民の理解を得られるとは思えません。

これらの理由から、賛成することができないものです。

以上です。

委員長 ほかに討論はありませんか。

横野委員 今の赤星委員の討論の内容について、過去、質問もされていましたが、市長が答弁していたとおり、中心市街地の活性化のためには、今現在やっていることはやむを得ない措置だと思えます。

先ほど財務部長がおっしゃったように、長い目で見て、逆に今、固定資産税、都市計画税が、一時的には若干減収になるけれども、将来的には、富山に住んでよかったという形になれば税収は伸びるということを考えると、今の措置について、私はやむを得ない措置だというふうに思っていますので、承認することに反対ではなく、賛成の討論とさせていただきます。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって討論を終結いたします。
これより、報告第4号を挙手により採決いたします。
本案件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手多数であります。よって、本案件は原案のとおり承認されました。
次に、議案第96号、報告第2号、報告第3号、以上3件を一括して採決いたします。
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、各案件は原案可決・承認されました。
以上で、財務部所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、報告案件として提出されている
報告第20号 経営状況報告の件（富山市土

地開発公社)
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

用地課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結
いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、
議決不要のものです。
次に、財務部所管分で、議案及びただいまの
報告以外に何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、財務部所管分を終了いたします。
財務部の皆さんは、退室願います。
説明員が退室いたしますので、しばらくお待ち
ください。

〔財務部退室〕

委員長

これで、6月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。
委員各位に御相談申し上げます。
委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。
次に、委員会視察について御相談いたします。
まず、視察日程及び視察先につきましては、皆さんに事前に御都合をお伺いし、お知らせしておりましたとおり、8月20日（火曜日）から22日（木曜日）までの2泊3日の行程で、柏市、福島市、山形市、長野市を視察したいと思います。
それぞれの視察項目は、柏市は「小・中学校でのICT活用と情報教育」及び「いじめを匿名で相談・報告できるアプリ『STOP it』」について、福島市は「福島市子どもの夢を育む施設こむこむ館」、山形市は「山形市コミュニティファンド」、長野市は「長野市芸術館」であります。
このとおり実施することに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

議長に対し、この後、委員派遣承認要求書を提出し、承認を得ることといたします。

なお、3日間の行程の詳細については、正・副委員長に御一任いただき、委員各位へは、決定次第、速やかに御案内したいと思っております。最後に、委員会視察における決定事項について、改めて皆さんにお伝えいたします。

1つ、委員は委員会視察の全日程を全うするものとする。

2つ、原則として、委員会視察終了後は、引き続き他都市に所用がある場合においても、富山市に一度戻る。やむを得ない場合は、議長の承認を得る。

3つ、委員会視察において、飲食のための負担金を徴収する。

4つ、原則として、10月31日までにを行う委員会視察における服装は軽装とする。

以上でありますので、御承知おき願います。

これをもって、令和元年6月定例会の総務文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

令和元年6月定例会
総務文教委員会記録署名

委員長 高道秋彦

署名委員 成田光雄

署名委員 横野 昭